

# 令和6年度 北区会計年度任用職員（教育指導課・部活動指導員）募集案内

北区教育委員会事務局  
教育振興部教育指導課

## 1 採用予定数・勤務場所・職務内容

採用予定数	職務内容
4名	配置される北区立中学校・義務教育学校（後期課程）の校長及び教育指導課長の指揮監督のもとに、次に掲げる職務を行う。 (1) 実技指導 (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 (3) 用具・施設の点検・管理 (4) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率 (5) 保護者等への連絡 (6) 年間・月間指導計画の作成 (7) 生徒指導に係る対応 (8) 事故が発生した場合の現場対応 (9) その他、部活動指導に関し、校長又は教育委員会が必要と認める事項

勤務場所	部活動種目
北区立中学校 ・義務教育学校 (後期課程) ※	陸上競技、サッカー、卓球

※勤務場所：採用後、配置先の変更がある場合があります。

※上記種目については、各学校の希望に応じて変更することがあります。

## 2 受験資格

以下の条件すべてに該当する者

- (1) スポーツ、文化・科学的分野において専門性を有し、原則成人であること。
- (2) その職務を遂行する熱意があるとともに、指導を行う部活動の競技又は部門等の専門性を有する者。

※ 受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

## 3 任用期間

採用日～令和7年3月31日（採用日から条件付採用期間1か月を含む）

※年度途中採用の場合は、各月1日から令和7年3月31日まで

## 4 勤務条件

- (1) 報酬 時間額 2,500円（地域手当相当額を含む）

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※ 通勤に係る費用は実費を支給します（1か月の上限額：55,000円）。

※ 翌月15日支給日（15日が土日祝日にあたる場合は、直前の平日）

※ この他に、採用時期により期末手当・勤勉手当の支給があります（支給要件あり）。

(2) 勤務日数・勤務時間

	所定勤務日数※	勤務時間（平日）	勤務時間 （週休日・長期休業期間）
①	年 198 日（週 4 日程度）※	2 時間	3 時間
②	年 153 日（週 3 日程度）※	（代表例 15：00～17：00）	（代表例 9：00～12：00）

※勤務日数：休日を含みます。実際に勤務を要する日数は、①：年 180 日、②年 135 日となります。  
また、年度途中採用の場合は、①4週16日勤務、②4週12日勤務となります。

※上記①②のいずれも、土曜日及び日曜日に勤務を命じる場合がありますが、その際は、北区立中学校部活動方針に則り、連続する土曜日及び日曜日のうちいずれか1日となります。

(3) 勤務時間 祝日等を除く平日：1日2時間  
土曜日・日曜日・長期休業期間：1日3時間

(4) 休憩時間 なし

(5) 週休日・休日

① 週休日 土曜日及び日曜日

※ その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって定めます。

なお、定期テスト期間中等、部活動を行わない期間を含みます。

※ 日曜日または土曜日に勤務する場合について、週休日の振替を行います。

② 休日 祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他北区規則で定める日

(6) 時間外労働 学校外での引率等で、時間外勤務を命じる場合があります。

(7) 加入保険 なし

(8) 休暇制度 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

## 5 申込書類・方法

(1) 申込書類（各書類は、採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。）

① 北区会計年度任用職員（部活動指導員）申込書

※ 北区公式ホームページよりダウンロードできます。

② スポーツ、文化・科学的分野における資格をお持ちの方は、その証明書の写し

(2) 申込方法

① 郵送

〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10

北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 指導係 宛

※封筒の表面に「部活動指導員希望」と朱書きすること。

② 持参

〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10

北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 指導係（北区役所滝野川分庁舎 2階4番窓口）

## 6 選考方法・日程等

(1) 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接（一次選考通過者にのみ、二次選考の連絡をいたします。）

## (2) 選考結果

二次選考結果については、合否に関わらず通知いたします。

## 7 その他

(1) 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される職です。採用されますと、地方公務員として北区に勤務していただきます。

このため会計年度任用職員も、地方公務員法上の含むに関する規定（守秘義務等）が適用されます。

(2) 応募資格がないことや、提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格・採用を取り消すことがあります。

## 8 就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

敷地内禁煙

### 《問い合わせ先》

〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10

東京都北区教育委員会事務局 教育振興部教育指導課指導係

TEL：03-3908-9287